2013
9
No.805

社会保険

にいがた

にいがた海岸 634.4km

▲日本海とはざ掛けの稲穂〈村上市〉

Contents

- 保険料の計算と変更時期について
- 出産育児一時金について
- 年金シニアライフセミナーのご案内
- 社会保険事務講習会10月のご案内

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル　0570-05-1165（イイロウゴ）

日本年金機構ホームページhttp://www.nenkin.go.jp/　協会けんぽホームページhttp://www.kyoukaikenpo.or.jp/

財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ　http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/

【職場内で回覧しましょう】

保険料の計算と変更時期について

保険料の計算方法

毎月の健康保険と厚生年金保険の保険料は、各被保険者の標準報酬月額（給与を一定の幅で区分した報酬月額）×保険料率で計算され、事業主と被保険者で半分ずつ負担します。

40歳以上65歳未満の被保険者は、介護保険第２号被保険者に該当し、健康保険料に介護保険料が上乗せされます。また、事業主は健康保険と厚生年金保険の保険料の他に児童手当拠出金も納付します。

健康保険料の計算方法（全国健康保険協会管掌健康保険（新潟県））

※健康保険の保険料率は地域の医療費を反映した都道府県単位の保険料率です。

平成24年3月分（4月納付分）～ ※平成25年度の保険料率は据置き

介護保険第２号被保険者に該当する被保険者（40歳以上65歳未満の方）	介護保険第２号被保険者に該当しない被保険者
標準報酬月額×保険料率（11.45%）	**標準報酬月額×保険料率（9.9%）**

厚生年金保険料（一般）の計算方法

平成25年9月分（10月納付分）～

標準報酬月額×保険料率（17.120%）

児童手当拠出金の計算方法（全額事業主負担）

平成24年4月分（5月納付分）～

厚生年金保険の標準報酬月額×拠出金率（0.15%）

※健康保険組合における健康保険料率については、加入する健康保険組合へお問い合わせください。

保険料が変わる時期

●標準報酬月額の改定が行われたとき

・定時決定時（毎年の算定基礎届で決定）
・随時改定時（報酬が大幅に変動したときに月額変更届で決定）

●保険料率の改定が行われたとき

・厚生年金保険料率は平成29年まで毎年9月分（10月納付分）の保険料より改定されます。
・健康保険料率、介護保険料率、児童手当拠出金率は毎年見直しが行われており、その見直しの結果により保険料率等が改定される場合があります。

「標準報酬月額」の被保険者への通知をお願いします

事業主の方は、「標準報酬月額」の決定または改定の通知があった場合は、その内容を速やかに被保険者または被保険者であった方に通知しなければなりません。この通知義務に対して正当な理由なく通知しなかった場合には、6月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されることがあります。

「標準報酬月額」の決定通知は、資格取得時や定時決定時、随時改定時に日本年金機構から事業主宛に送付されます。「標準報酬月額」は毎月の保険料や将来の年金額計算の基礎となる重要なものですので、被保険者の皆さまに必ず通知していただきますようお願いします。

通知方法は任意ですが、文書での通知様式の例を日本年金機構ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

通知例

例示

健康保険・厚生年金保険
標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）

氏名

□	資格取得時の決定	平成　年　月　日	標準報酬月額	(健保)　(厚年)　千円
□	定時決定	平成　年　月	従前の標準報酬月額 決定後の標準報酬月額	(健保)　(厚年) (健保)　(厚年)　千円
□	随時改定	平成　年　月	従前の標準報酬月額 改定後の標準報酬月額	(健保)　(厚年) (健保)　(厚年)　千円
□	賞与支払時の決定	平成　年　月　日	標準賞与額	(健保)　(厚年)　千円
□	資格喪失日	平成　年　月　日		

このたび上記チェック項目のとおり、日本年金機構より決定通知されましたのでお知らせします。

※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は…
・資格取得時の決定……資格取得時（入社）し被保険者となった場合
・定時決定……毎年9月（毎年4、5、6月の報酬を基に決定）
・随時改定……報酬が大幅に変動した場合（変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定）
・賞与支払時の決定……賞与を支払った場合（賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定）
・資格喪失日……退職日の翌日

平成　年　月　日　事業所所在地
事業所名称
事業主氏名

10月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

主催年金事務所（予約先電話番号）	会場	相談日	時間
新潟東年金事務所（025-283-1013）	五泉市村松支所	3(木)	10:00～15:00
	五泉市福祉会館	17(木)	10:00～15:00
	阿賀町役場本庁	23(水)	10:00～15:00
新潟西年金事務所（025-225-3008）	佐渡中央会館	16(水)	13:30～17:00
	新穂地区公民館	17(木)	9:00～11:40
長岡年金事務所（0258-88-0006）	小千谷市民会館	9(水)	10:00～15:00
		23(水)	10:00～15:00
	小出ボランティアセンター	24(木)	10:00～15:00

主催年金事務所（予約先電話番号）	会場	相談日	時間
上越年金事務所（025-524-4115）	糸魚川市役所	9(水)	10:00～15:00
		23(水)	10:00～15:00
	柿崎商工会	16(水)	10:00～15:00
三条年金事務所（0256-32-2820）	市民交流センターネーブルみつけ	23(水)	10:00～15:00
新発田年金事務所（0254-23-2128）	村上市役所	9(水)	10:00～15:00
		23(水)	10:00～15:00
	阿賀野市水原総合体育館	16(水)	9:30～12:30
六日町年金事務所（025-716-0802）	十日町地域地場産業振興センター（クロス10）	10(木)	10:00～15:00
		24(木)	10:00～15:00

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、
終了時間の30分前までとなりますのでご注意ください。

●年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
●予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

※上記の年金相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせです

出産育児一時金について

被保険者または被扶養者が出産した場合、出産育児一時金が支給されます。

支給金額　1児につき42万円

- 産科医療補償制度に加入している医療機関等において在胎週数22週以降で出産した場合（21週目までは39万円）
- 産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は39万円
- 妊娠４か月以後（85日以後）の出産については生産、死産、早産、流産、人工妊娠中絶を問いません。

手続きについて

●協会けんぽから医療機関へ直接支払う場合（直接支払制度）●

直接支払制度をご利用いただくと、まとまった出産費用を事前にご用意いただく必要がなくなります。出産予定の医療機関へ直接支払制度の利用希望をお申出ください。

出産費用が42万円（または39万円）を超えた場合

加入者様から協会けんぽへのお手続きは不要です。
出産費用のうち42万円（または39万円）を超えた分を医療機関へお支払いください。

出産費用が42万円（または39万円）未満の場合

出産後、協会けんぽに差額分の請求をお手続きください。
請求の際は、以下の申請書および添付書類のご提出をお願いいたします。

申請書名　『出産育児一時金　内払金支払依頼書　差額申請書』
→申請書に医師、助産師または市区町村長の証明が必要です。
※添付する領収明細書に「出産年月日」および「出生児数」が記載されている場合は不要です。

添付書類
・直接支払制度を利用する旨の医療機関との合意文書（写）
・出産費用の領収明細書（写）
※「専用請求書の内容と相違ない旨」の記載があること、および産科医療補償制度の対象分娩であることを証明する所定の印の押印が必要です。

提出期限　出産日の翌日から２年以内

出産月の2～3ヶ月後に、医療機関へ出産育児一時金をお支払いした旨の支給決定通知書を被保険者様宛てにお送りしています。その時点で差額分の請求をされていない方には、あわせて出産育児一時金の申請書をお送りしますので、必要事項を記入のうえ、ご提出をお願いいたします。

●直接支払制度を利用しない場合●

出産費用は医療機関に全額ご自身でお支払いいただき、協会けんぽへ『出産育児一時金支給申請書』に必要書類を添付のうえ、ご提出ください。

お問い合わせ先　【業務グループ】 TEL.025-242-0262

全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ
協会けんぽ　新潟　検索
〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階　TEL.025-242-0260（代表）

厚生年金保険料が9月分(10月納付分)から変わります

厚生年金保険料の額は、標準報酬月額×保険料率で計算され、事業主と被保険者で半分ずつ負担します。標準報酬月額等級や保険料率は、保険料計算の基礎であり、一定期間ごとに見直されることになっています。厚生年金保険の保険料率は、平成25年9月分(同年10月納付分)から、0.354%(坑内員・船員は0.248%)引き上げられました。

今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成25年9月分(同年10月納付分)から平成26年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料を計算する際の基礎となります。(日本年金機構hpより抜粋)

「保険料額表」は新潟県社会保険協会ホームページをご覧ください。

会員特典のお知らせ(社会保険協会会員)

タイムズカーレンタルから「秋のおでかけキャンペーン(9月17日～10月31日)35%off」実施の連絡がありました。詳しくは、新潟県社会保険協会ホームページ「会員特典」からタイムズカーレンタル社会保険協会会員ページをご覧ください。

会員特典として、損害賠償保険に団体加入できることになりました。詳しくは、同封のリーフレットをご覧ください。「ダブルアシスト」

新発田支部ゴルフ大会終わる

8月23日　曇り空の中31名の参加を得て、日本海カントリークラブ(胎内市)に於いて開催しました。

年金シニアライフセミナーのご案内

参加料不要

50歳以上の皆さん、事業所の社会保険事務担当の方・年金委員・健康保険委員の皆様へ

充実したシニアライフを送れるように・・考えてみませんか？
セミナー内容は、『社会保険制度の仕組みと手続き』『ライフプランと生きがい』『家計プラン』など。ご夫婦での参加も歓迎いたします。

開　催　日	開始時間	会　　場	会　場　所　在　地
10月19日(土)	午後1時～5時まで	上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3
10月26日(土)		長岡市立劇場	長岡市幸町2-1-2
11月16日(土)		NST	新潟市中央区八千代2-3-1

※定員は各会場とも 70 名(先着順・定員になり次第締め切ります)

申込問合せ先　申込みは下記申込書により、FAXでお願いします。

一般財団法人 新潟県社会保険協会　FAX.(025)290-3201　TEL.(025)240-5337

年金シニアライフセミナー 申込書

氏　　名	性別	年齢	事業所名(電話番号)	会　　場	委員の区分
				上越・長岡・新潟	年金・健康
				上越・長岡・新潟	年金・健康
				上越・長岡・新潟	年金・健康
				上越・長岡・新潟	年金・健康

※ご夫婦で参加の方で、配偶者の方は事業所欄に「配偶者」と記入願います　※会場欄は参加する会場を○で囲んでください
※年金委員・健康保険委員の方は、委員区分の該当する委員名を○で囲んでください

社会保険事務講習会10月のご案内

参加料無料

社会保険の事務担当をしている方を対象として、次の日程で社会保険事務講習会を開催します。
どなたでも参加いただけます。

特 典 講習会参加者には、参考図書「平成25年度版 社会保険の事務手続」を差し上げます。

【講習内容】健康保険給付・保険証交付までの流れ　　講師:全国健康保険協会新潟支部
年金給付(遺族厚生年金・障害厚生年金)、社会保険の加入資格について　　講師:日本年金機構年金事務所

開 催 日	開催時間	会 場	所 在 地	定 員
10月17日(木)	午後1時30分〜午後4時	新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
10月18日(金)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	36名
10月21日(月)		ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11	70名
10月22日(火)		上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	70名
10月24日(木)		燕三条地場産センターリサーチコア	三条市須頃1-17	60名
10月25日(金)		サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	60名
10月29日(火)		クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名

※「クロスパルにいがた」会場は、駐車場が少ない為、公共交通機関をご利用ください。

お申込み方法

参加される会場名、開催日、事業所名、参加者名を記入し、FAXにてお申し込みください。
(電話によるお申し込みも可能です。)なお、各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。

一般財団法人新潟県社会保険協会 FAX.(025)290-3201　TEL.(025)240-5337

松風荘で、やすらぎとくつろぎのひとときを。

『ナノミストサウナ』は
低温(38℃〜42℃)でゆっくり体を温めます。

お申し込み・お問い合せはお気軽に
〒958-0037　村上市瀬波温泉2-4-29
電話0254-53-3086
閑静なたたずまい・落ち着いた10室
瀬波保養所 **松風荘**

年金委員・健康保険委員の皆様へ　社会保険委員大会開催日程

社会保険委員会名	開 催 日	開 催 会 場	所 在 地
六日町社会保険委員会	11月 6日(水)	ホテル坂戸城	南魚沼市
柏崎社会保険委員会	11月 7日(木)	岬ひとひら	柏崎市
新発田社会保険委員会	11月13日(水)	アーデギャレ・ベルナール	新発田市
三条社会保険委員会	11月22日(金)	ジオワールドビップ	三条市
上越社会保険委員会	11月25日(月)	ホテルハイマート	上越市
長岡社会保険委員会	11月26日(火)	ホテルニューオータニ長岡	長岡市
新潟東社会保険委員会 新潟西社会保険委員会	11月28日(木)	新潟東映ホテル	新潟市中央区

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています(相談は無料)

■五泉商工会議所[五泉市郷屋川1-2-9]……毎月第2火曜日(10:00〜15:00)
■寺泊町商工会[長岡市寺泊坂井町9769-31]……毎月第2水曜日(10:00〜15:00)
※五泉商工会議所は予約制です。　予約連絡先　TEL.0250-43-5551
※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

平成二十五年九月十八日発行　発行所　一般財団法人新潟県社会保険協会　電話〇二五ー二四〇ー五三三七　〒950-0087　新潟市中央区東大通一ー二ー二十五　北越第一ビルディング六階